

川崎市健康安全研究所における研究活動に係る不正行為及び
公的研究費等の不正使用の防止に関する基本方針

川崎市健康安全研究所（以下「研究所」という。）は、研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）及び公的研究費等の不正使用（以下「不正使用」という。）の根絶に向けて、不正を誘発する要因を排除し、抑止機能を有する環境・体制を構築するため、以下に示すとおり基本方針を定める。なお、不正行為と不正使用を合わせ、以下「不正行為等」という。

- 1 不正行為等が起こりにくい環境を整備し、不正行為等を事前に防止する取り組みを推進する。
- 2 不正行為等を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、不正行為等の発生を防止する。
- 3 不正防止対策に関する研究所内の責任体系を明確化し、積極的に推進する。
- 4 不正防止に関する取り組みを研究所外に周知・公表する。

令和4年12月26日